

7月28日(土)13時過ぎから、東広島キャンパス大学会館大集会室において組合定期大会を開催しました。以下、あらためて新役員をご紹介します、定期大会の状況を議事録にてご報告します。

2012年度  
新役員紹介

	役職名	氏名	職種	所属支部等
1	執行委員長	西田 恵哉	教員	工学研究科支部 (前年副執行委員長)
2	副執行委員長	三浦 正幸	教員	文学研究科支部 (新規)
3	副執行委員長	伊藤 直哉	教員	附属中・高支部 (新規)
4	書記長	橋本 俊也	教員	生物生産学部支部 (前年書記次長)
5	書記次長	飯沼 昌隆	教員	理学部支部 (新規)
6	書記次長	小藪 猛	組合職員	組合本部支部 (前年書記次長)
7	経理部長	池田 秀雄	教員	国際協力研究科支部 (過去副執行委員長)
8	執行委員	松生 建	教員	社会科学研究科支部 (過去執行委員)
9	執行委員	佐藤 大志	教員	教育学研究科支部 (新規)
10	執行委員	西村 雄郎	教員	総合科学部支部 (前年執行委員長)
11	執行委員	平野 洋子	看護師	霞支部 (新規)
12	監査委員	高阪 英徳	教員	附属東雲支部 (新規)
13	監査委員	岡本 英治	教員	附属福山支部 (新規)
14	監査委員	景山 加津美	契約職員	教育学研究科支部 (新規)



執行委員長就任のご挨拶 工学研究科 西田恵哉

広島大学の工学研究科修士課程を修了後、久保田鉄工(現クボタ)に2年間勤め、トラクターや耕運機用のディーゼルエンジンの研究開発をしました。その後、恩師から声をかけられ広島大学に転職、助手(工学部)として勤務を始めてから30年が経ちました。

久保田鉄工に入社した時、新入社員は自動的に労働組合員でした。このような自動的労働組合加入制度をユニオンショップ制(正確には企業は産業別労働組合員しか採用できない、という欧米の制度)と言うことは、広島大学教職員組合の執行委員会で教わりました。会社の2年間、定期的に開催される職場集会に参加、5月1日には幟旗がはためくメーデーの集会(弁当と帽子付き)に動員され参加しました。このような訳で、広島大学に転職した時、当然のように教職員組合に加入しました。以来、工学部支部の役員や本部の執行委員を何度か経験しました。

工学部支部の役員の時は移転完了のずっと前(西条キャンパスには工学部しかなかった)、レンタルビデオなどない時代、さらに東広島市には映画館が無く、工学部支部として教職員と家族に娯楽を提供しようということになり、工学部の視聴覚教室を借りて子供向け映画祭を開催しました。私はその企画担当だったので(記憶が曖昧)、広島市の図書館に

童話やアニメの16mmフィルムを借りに行き、ががら職員宿舎の郵便受けに映画祭開催のパンフレットを配り、当日は映写機の操作技師の役割でした。何という職場、地域に密着した支部活動でしょうか。よくそのような活動ができる時間的、精神的余裕があったなど、今更ながら感心します。

さて、話は変わり、私が執行委員長になった理由は、委員長を出す順番が工学研究科支部に来て、その時たまたま私が支部から本部に出す執行委員だった、それだけです。私がこれまでに見てきた歴代の委員長の方々と比べると、私の自己評価は論理的発言が下手、交渉事が不得意、事務処理能力も低い、と比べようがありません。こんな私が執行委員長になることは組合にとって不幸でしょう。でも最少不幸の要因があり、それは(1)現在の執行委員会を支える書記局が非常に優秀、能力が高い、(2)労使交渉の相手の大学本部労務担当の理事や職員の皆さんが非常に柔軟、組合の主張を取り入れた施策を提案してくれる、の2点です。このような中で組員、さらには大学構成員の最大幸福を目指して、少しでも貢献できればと考えています。組合大会でもお話した3点、(1)組員加入促進(個人的には大学にユニオンショップ制を提案したい)、(2)付属病院の過重労働の改善、(3)給与引き下げ問題への対処、が重要と考えています。

皆様のご協力をお願いし、委員長就任の挨拶とします。

## 広島大学教職員組合 2012年度定期大会議事録

1. 開催日時 2012年7月28日(土) 13時07分～15時28分
2. 開催場所 東広島市鏡山1丁目4番5号 広島大学 大学会館 大集会室
3. 代議員の総数 50名
4. 出席した代議員数 36名 内訳:本人出席 17名  
出席者委任出席 7名  
書面議決書出席 12名

上記出席により、定足数に達し、本大会は成立した。

### 5. 出席役員

#### (1)出席執行委員の氏名

西村 雄郎、西田 恵哉、河村 明江、前杵 英明、橋本 俊也、小薮 猛、赤井 清晃、  
吉田 修、木河 由紀子

### 6. 開会宣言及び執行委員長挨拶

書記長 前杵英明 が、出席代議員数が代議員総数の過半数に達していることを報告して開会を宣し、まず、執行委員長 西村雄郎 の挨拶が行なわれた。

### 7. 議長及び議事録署名人等の任命

書記長 前杵英明 が議長の選出を求めたところ、代議員 森邊 成一 が満場異議なく議長に選出された。議長は議長席につき、議事録署名人及び書記兼大会運営補助員を次のとおり任命した。

議事録署名人 妹尾 好信、細野 賢治  
書記兼大会運営補助員 和田 純子、岡本 敏一

### 8. 議事の経過の要領とその結果

審議に先立ち、議長より議事運営について以下のとおり提案があり、承認された。

議案の関連する性格から、第1号議案と第2号議案は併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なうこととする。また、第3号議案と第4号議案は併せて提案を受けて討議し、採決は個別に挙手で行なうこととする。

#### 第1号議案 2011年度活動報告

書記長 前杵英明 より別紙「2011年度活動報告」のとおりの提案があり、討議が行なわれた。

「理学部支部桂川氏からの『平成13年問題の一人であるAさんの報告書作成について』執行委員長見解」の扱い等、附属学校における教育実習問題と労働実態調査結果の活用、助教の労働実態調査等について質疑応答・意見表明が行なわれた。

討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票 で第1号議案は原案どおり承認可決された。



写真：第1号議案 提案

第2号議案 2011年度決算

書記次長 小薮猛 より別紙「2011年度決算」のとおり提案があった。

特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票 で第2号議案は原案どおり承認可決された。

第3号議案 2012年度活動方針

書記次長 橋本俊也 より別紙「2012年度活動方針」のとおり提案があり、討議が行なわれた。

給与削減実施に関するアンケート、契約職員の労働条件と組合意識等について質疑応答・意見表明が行なわれた。

討議の後、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票 で第3号議案は原案どおり承認可決された。

第4号議案 2012年度予算

書記次長 小薮猛 より別紙「2012年度予算」のとおり提案があった。

特別な討議もなく、挙手で採決が行なわれ、反対0票、保留0票、賛成36票 で第4号議案は原案どおり承認可決された。

9. 閉会宣言及び議長・書記等の解任

全議案が終了し、議長より閉会が宣言されるとともに議長及び書記兼大会運営補助員が解任された。

以上の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人が記名押印する。

2012年7月28日

広島大学教職員組合2012年度定期大会

写真：新役員紹介



議長 森邊 成一

書記 妹尾 好信

書記 細野 賢治

## 常勤職員組合員の7月からの組合費減額について

常勤職員のみなさまは7月から給与の大幅な削減が実施されています。

この度の給与減額は本給の級に応じて削減率が9.77%、7.77%、4.77%と階段状になっていますが、組合費も各個人の削減率と同じ率を7月より減額しています。

【6月29日執行委員会決定】

### ●組合費の減額について

#### 【決定内容】

常勤職員の組合費については、7月1日から補正予算政府原案閣議決定時期の翌月までの期間、個々人の本給減額率に対応する組合費の減額を行なう。

#### 【決定理由】

常勤職員の本給減額に対応して、職種・級による減額率と同率で組合費を減額します。 (文責:小藪)

## 給与削減に伴う大学の臨時貸付制度について

この度の臨時特例法に連動する給与削減問題の交渉過程で、組合側から「大幅な給与削減が家計に与える打撃を考慮すれば、臨時の貸付制度をつくり、フォローすべきではないか」との指摘を行ないました。

この組合側要求を受け、大学では臨時貸付制度を制定しました。その臨時貸付制度の概略は、以下のようになっています。

- 貸付限度額は給与減額分(総額)の7割
- 利息は0(ゼロ)ですが、所得税法上の経済的利益と見なされる部分(貸付残額の4.3%)が課税対象(年末調整で実施)
- 借入申込期間は2012年8月20日～9月7日で、同9月末までに交付
- 返済は2014年4月から、24カ月以内で、給与から控除

## 年次有給休暇の取得は承認が必要？

労働者が年次有給休暇を取得する日を指定した場合、**上司(労働時間管理者)の承認や承諾は必要ありません。当然、許可制などではありません。**

**労働者が年次有給休暇を取る日を指定したとき、上司(労働時間管理者)が出来るのは「適法な時季変更権の行使だけ」です。言い換えれば、上司(労働時間管理者)が承諾していなくても、適法な時季変更権が行使されない限り、指定した年次有給休暇の取得は成立します。**

労働基準法第39条第5項に「使用者は……有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならぬ。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」とあります。この「他の時季にこれを与えることができる」ことを時季変更権と呼びますが、年次有給休暇の取得について組合へ相談のある多くの場合に、上司である労働時間管理者がこの時季変更権を「承認(承諾)権」や「許可権」と勘違いしています。

それでは、「適法な時季変更権の行使」とはどういうものなのでしょうか？

**最高裁の判決(昭和62年7月)に「同法(労働基準法…小藪注)の趣旨は、使用者に対し、できるだけ労働者が指定した時季に休暇を取れるよう状況に応じた配慮をすることを要請している」とあります。**労働者から年次有給休暇取得日の指定があったとき、上司(労働時間管理者、使用者)はまず、その労働者が休みの場合にどのような体制や運営を取るか、代替要員が必要ならばそれをどう確保するかといった努力を行なわなければなりません。そうした努力を行なっても「事業の正常な運営」が不可能な場合に、初めて「時季変更権」が行使できるのであり、それが「適法な時季変更権の行使」なのです。

したがって、年次有給休暇の取得日を指定したとき、**そうした努力なしに、「代わりはどうするの?」とか、「忙しくて無理でしょう」、「みんな取っていないでしょう」とか上司(労働時間管理者)が拒否することは、時季変更権の行使とは認められず、違法なものです。**

(文責:小藪)



## 発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)  
東広島市鏡山1-7-2 (広大西口 西エネルギーセンター内)  
内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556  
メール union@hiroshima-u.ac.jp  
ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/

まだまだ残暑厳しい折、体にじゅうぶん気をつけ秋をむかえましょう。

(広島事務所)  
広島市南区霞1-2-3  
(霞キャンパス内 第3駐車場南側 ゴミ収集場横プレハブ1階)  
内線(霞83) 6081 TEL/FAX 082-255-6156

